

会 員 各 位

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会
会長 上 地 啓 太
[公 印 省 略]

永年勤続従業員に係る令和7年度協会長表彰について

(ご案内)

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当協会では永年にわたり高圧ガス関係事業所に従事している従業員に対し、表彰制度を制定し定時総会に於いて表彰式を実施しております。

つきましては、本年度も下記により表彰を行いますので、ご希望の事業所はご推薦下さいますようご案内申し上げます。

記

1. 表彰基準 別紙表彰規程による。
2. 申込期限 令和7年4月4日(金)
3. 申込方法 別紙推薦書様式に負担金を添えて申込下さい。
メールの場合は、soumu@okinawakhk.or.jp宛推薦書を添付上送信して下さい。(様式等は協会HPに掲載致します。)
※負担金 20年以上 12,000円/名
10年以上 10,000円/名
※負担金は4月1日以降12日までに下記口座へお願いします。

沖縄銀行田原支店	普通預金	1575212
琉球銀行金城支店	普通預金	144450
J Aおきなわ小禄支店	普通貯金	0000757

口座名 一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会

永年勤続従業員協会長表彰式は、第13回定時総会で執り行います。

日 程 5月26日(月)

会 場 沖縄ハーバービューホテル(彩海の間)那覇市泉崎2-46

※日程等については予定となっております、4月の理事会終了後正式にご案内致します。

<p style="text-align: center;">永年勤続者推薦書</p> <p style="text-align: center;">・20年以上表彰　・10年以上表彰　（該当事項を○で囲んで下さい）</p>		
該 当 者	<p style="text-align: center;">（ふりがな） 氏　　名</p>	（　　　　　　　　　）
	<p style="text-align: center;">生　年　月　日</p>	
勤 務 先	<p style="text-align: center;">名　　称</p>	
	<p style="text-align: center;">代　表　者　名</p>	
	<p style="text-align: center;">所　在　地</p>	
経 歴	<p style="text-align: center;">最　終　学　歴</p>	
	<p style="text-align: center;">就　職　年　月　日</p>	（勤続期間　　年）
	<p style="text-align: center;">高圧ガス関係事業等に 従事し始めた年月日</p>	
	<p style="text-align: center;">業　務　内　容</p>	
特 記 事 項		

上記のとおり相違ないので表彰対象者として推薦します。

令和　年　月　日

事業所名 _____

代表者名 _____ 印

連絡責任者 _____

連絡先 TEL _____ FAX _____

一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会

永年勤続従業員表彰規程

(目的)

第1条 永年にわたり高圧ガス関係事業所等に従事し、高圧ガス事業所または業界発展のために貢献した者を表彰することにより、もって保安意識の高揚を図る。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は20年以上及び10年以上とする。

(表彰の基準)

第3条 高圧ガスの製造並びに販売または関係事業所等会員事業所において、20年以上及び10年以上勤続した者のうち事業所の推薦により表彰する従事期間の計算は次による。

- (1) 毎年3月31日を基準とし、1年未満は切り捨てる。
- (2) 事業所が個人から法人に組織変更した場合のように、実質的に同一性を保つ場合は同一事業所とみなす。
- (3) 同一経営の事業所であれば、異動があっても勤続期間は継続しているものとする。
- (4) 勤続期間中、同一事業所であっても高圧ガス以外の業務に従事した場合はその期間を除く。

(表彰の時期)

第4条 表彰は毎年1回定時総会において実施するものとする。

(表彰候補者の選定)

第5条 被表彰者の選定にあたっては、理事会で審議し会長がこれを決定する。

(候補者の推薦書)

第6条 被表彰者の推薦は別記様式第1号によって行うものとする。

(表彰の方法)

第7条 表彰にあたっては、表彰状並びに記念品を贈呈する。

(費用負担)

第8条 被表彰者を推薦する事業所は次の金額を負担するものとする。

- | | | |
|-----------|-------|---------|
| (1) 20年以上 | 1名あたり | 12,000円 |
| (2) 10年以上 | 1名あたり | 10,000円 |

附 則

この規程は平成6年1月7日から実施する。

この規程は平成25年4月1日から実施する。